

# 明石市温室効果ガス排出量算定・評価業務委託仕様書

## 1. 業務名

明石市温室効果ガス排出量算定・評価業務委託

## 2. 業務の目的

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、令和2年度（2020年度）の明石市域の温室効果ガス排出量の算定を行うとともに、「ストップ温暖化！低炭素社会のまちあかしプラン（明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）平成30年6月改定）」の進行管理を行うため、排出量の評価・分析を行う。なお、この区域施策編は令和5年7月改定予定。

## 3. 業務委託期間

契約日の翌日から令和6年1月31日まで

## 4. 業務内容

### （1）温室効果ガス排出量の算定・分析

同計画の規定および「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（令和3年3月環境省）」に基づき、令和2年度（2020年度）の明石市域の温室効果ガス排出量の算定を行う。さらに、算定結果について、計画の基準年度である平成25年度（2013年度）からの増減状況について、部門別に要因分析を行うとともに削減目標の達成状況について評価を行う。

### （2）温室効果ガス排出量調査報告書の作成

「明石市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進行管理として、上記温室効果ガス排出量算定及び分析結果、今後の方針や課題について整理し、報告書としてとりまとめる。

### （3）明石市環境審議会地球温暖化対策推進部会の参加支援

（1）の中間報告結果と過去の温室効果ガス排出量から傾向を評価し、本市と十分に協議した上で、来年度以降の具体的な課題や施策等を検討すると共に、明石市環境審議会地球温暖化対策推進部会への提案内容として、報告書を当部会開催（予定）の8月下旬までにとりまとめる。

## 5. 成果品

成果物は次のとおりとし、電子データ（エクセル形式、CD-R または DVD-R）で提出すること。なお、成果品の著作権は、明石市に帰属することとする。

### （1）温室効果ガス排出量の算定・分析結果

### （2）温室効果ガス排出量調査報告書

(3) 温室効果ガス排出量に対する明石市環境審議会地球温暖化対策推進部会への報告書

※(1)については、5月30日時点における各種統計情報の直近データを用いて、8月15日までに中間報告を行うこととする。

6. 提出書類

受注者は、業務の着手時、完了時に、市の指定様式により次の書類を提出するものとする。

(1)業務の着手時

- ①着手届
- ②配置技術者・技術士届出書
- ③その他、市が定める資料

(2)業務完了時

- ①業務完了届
- ②その他、市が定める資料

7. 打合せ等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者を発注者と常に密接な連絡をとり、業務の推進に必要な情報を提供すると共に疑義を正すものとする。

8. 関係機関との協議

受注者は、関係機関と協議を行う場合は、誠意をもってこれに当たるものとし、その内容については本市に報告しなければならない。

9. 受注者の義務

受注者は業務の意図及び目的を十分に理解して、最高の成果を発揮するよう努めるものとする。

10. 秘密の保持

- (1) 受注者は、業務の実施に当たって知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- (2) 本業務で得た資料、作成した報告書及び市から提供を受けた資料については、本業務の目的以外に使用してはならない。また、第三者に公開、提供をしてはならない。

11. 検査及び引渡し

受注者は業務完了後速やかに成果品と業務完了届を提出し、完了検査を受けなければならない。

12. 手直し等

受注者は、業務完了後に、不備や誤り等が発見された場合には、速やかに補修を行うこと。

### 13. 疑義の解決

この仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、発注者及び受注者が協議の上、解決するものとする。

### 14. その他

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、関係する法令等を遵守すること。
- (2) 市から貸与された資料等は、業務完了後直ちに返却すること。
- (3) この仕様書に定めのない事項で業務に必要な事項は、発注者及び受注者が協議の上、決定する。